

斑鳩町役場

TEL 0745 (74) 1001  
fax 0745 (74) 1011

ホームページ:

<https://www.town.ikaruga.nara.jp/>

メールアドレス:

info@town.ikaruga.nara.jp

掲載しているイベントなどの情報は、3月4日時点での情報です。状況により変更となる場合があります。

広報いかるが3月号の斑鳩町生活応援券の問合せ専用ダイヤルの電話番号に誤りがありました(正しくは、**080-9997-5850**)。詳細についてはP9をご確認ください。

お知らせ版



いかるが  
斑鳩

=健康マイレージポイント対象事業です

春休みのつどいの広場の利用

子育て支援課 (☎0745-75-1152)

つどいの広場は保護者とお子さんが気軽につどい、育児相談などが行える場として開設しています。

春休み期間中【3月25日(火)～4月4日(金)】の下記の日程(☆)は、つどいの広場の利用対象を、通常0～3歳のところ、小学校就学前のお子さんまで拡大します。ぜひご利用ください。

**開設日時** 月～金曜日と第4土曜日の午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

**場所** 生き生きプラザ斑鳩1階 子育てルーム

**利用料** 無料(事前申込不要)

3月25日(火)	3月26日(水)	3月27日(木)	3月28日(金)	3月29日(土)	3月30日(日)
☆	☆	☆	☆	休	休
3月31日(月)	4月1日(火)	4月2日(水)	4月3日(木)	4月4日(金)	
通常	☆	☆	☆	☆	

☆マークの日は、小学校就学前のお子さんまで利用できます。



児童手当の4月支給日は  
4月25日(金)

子育て支援課  
(☎0745-75-1152)

児童手当の4月支給日(2月分・3月分)は、下記のとおりです。

4月の支給日は他の月の支給日(10日)と異なりますので、おまちがえないようお願いします。

**4月支給日 4月25日(金)**

※児童手当は、原則、偶数月の10日に前月分までの2か月分が支給されます。10日が休日の場合は翌営業日に支給されます。

※公務員の場合は職場から支給されますので、支給日は上記とは異なります。

催し

チャレンジ介護予防！介護予防運動教室(3か月集中コース)

地域包括支援センター

(☎0745)☎4000、

0745☎5666)

3か月間の運動教室に参加して運動機能を維持・向上しませんか。

**日程** 春コース(4月～6月)、夏コース(7月～9月)、秋コース(10月～12月)、冬コース(1月～3月)

3月)

毎週木曜日(夏コースのみ火曜日)

※各コース全12回

※教室への参加は、一人1コースまで。

**時間** 午後2時～3時30分

(受付 午後1時30分～)

※夏コースのみ午前10時～11時30分

(受付 午前9時30分～)

**場所** 生き生きプラザ斑鳩

**内容** 健康運動指導士などによる、柔軟性を高めるストレッチ・筋力

トレーニング・バランス運動等、

個人の身体能力に合わせた指導や

体力測定などを行います。

**対象** 町在住の65歳以上の人で全日

程参加できる人

**持物** タオル、飲み物

**定員** 各コース25人(事前申込制・

先着順)

**申込** 地域包括支援センターへお申

し込みください。

# 令和7年4月1日から斑鳩町水道事業は『奈良県広域水道企業団』へ事業統合します

問合せ 上下水道課 (☎0745-74-1401)

将来にわたって安全・安心な水道水を供給するため、広域で連携して水道事業が抱える老朽化対策などの取り組みを行うことを目的とし、令和6年11月に奈良県広域水道企業団が設立されました。令和7年4月から、この企業団へ水道事業を統合します。

## 加盟構成団体

奈良県、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町

## 4月以降の窓口

これまでの斑鳩町水道庁舎は、奈良県広域水道企業団斑鳩事務所となり、水道に関する窓口対応などを行います。(住所や電話番号に変更はありません)

### ○斑鳩事務所

**名称** 奈良県広域水道企業団斑鳩事務所  
**住所** 奈良県生駒郡斑鳩町大字三井1335番地  
**電話** 0745-74-1401 fax 0745-74-1485



### ○企業団本部

**名称** 奈良県広域水道企業団  
**住所** 奈良県磯城郡田原本町大字宮古404-7



トピックス

催し

募集

お知らせ



## 統合する理由

水道料金収入の減少、更新事業にかかる財源や水道事業を支える人材不足、施設の老朽化など市町村単独で対応していくには限界があります。



水道事業を統合し、県・市町村の枠を越えて、人的資源の有効活用など効率的な事業運営を行うことで、経営基盤を強化し、水道サービスの維持・向上をめざします。

## 統合に伴う変更点

### ●名称

組織名が「奈良県広域水道企業団」となります。

### ●水道料金

統合に伴い、奈良県広域水道企業団の統一料金に改定されます。

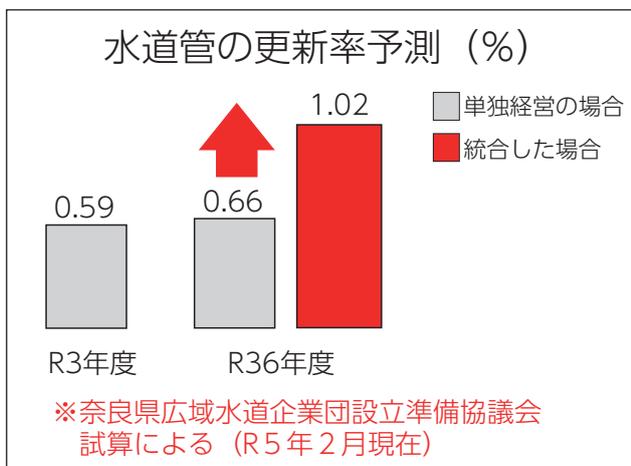
※詳細は4～5ページをご覧ください。

### ●各種基準や制度・サービス

各市町村で独自に実施していた制度などは廃止や見直しが行われ、統一されません。

## 統合に伴う効果

- 国・県の新たな財政支援を受けて、水道管などの水道施設の老朽化対策を、着実かつ計画的に進めることができます。



◎水道管の更新ペースが約1.5倍に改善される見込みです。

- 市町村の枠を越えて水道施設が相互利用できるため、施設・設備の統廃合等最適化が可能となります。

- 市町村の枠を越えて、水道事業に携わる人材やノウハウを有効に活用することができます。

- 国の交付金の有効活用により、施設更新への投資の抑制がはかれ、市町村が個別に単独で経営するよりも、将来における料金値上げの抑制につながります。

## 水道料金

令和7年4月検針分から、水道料金が変わります。

### ■ 新料金表

1か月あたり（円：税抜）

口径	基本料金	従量料金 (m <sup>3</sup> )						
		1~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~100	101~
13mm	390	85	147	184	242	300	358	416
20mm	870							
25mm	1,440							
30mm	2,170							
40mm	3,920							
50mm	6,830							
75mm	15,530							
100mm	28,690							
150mm	65,280							
200mm	118,230							

※経過措置として、統合後5年間は「現行料金」と「新料金」を比較し、現行料金より高くなる場合は、現行料金での請求となります。なお、下水道使用料に変更はありません。

## お支払い周期

令和7年4月検針分から、水道料金と下水道使用料のお支払いが「毎月のご請求（振替）」から、「**2か月毎のご請求（振替）**」に変更となります。

※毎月検針の一部事業者などを除きます。

### 口座引き落としでのお支払い(引き落とし日の変更)

現在、水道料金を口座引き落としでのお支払いの人は、引き落とし日が次のとおり変更となります。

**毎月5日 ➡ 検針次月の15日**

(引き落とし日が土曜・日曜日、祝日の場合は翌営業日)

### 納付書によるお支払い(納期限の変更)

現在、納付書でお支払いの人は、納期限が次のとおり変更となります。

**毎月10日 ➡ 検針次月の15日**

(納期限日が土曜・日曜日、祝日の場合は翌営業日)

★現在、納付書でお支払いの人はスマートフォン決済が可能となります。

・**お支払い可能なアプリ**  
PayPay、d払い、auPAY、PayB、J-coin、楽天ペイ、楽天銀行

※引き続き、コンビニ・金融機関でお支払いは可能です。

※口座引き落としの人で、スマートフォン決済を希望の場合は、上下水道課(4月以降は斑鳩事務所)へお問い合わせください。



## 水道料金早見表 (令和7年4月以降のご請求分から適用)

## 2か月分使用水量

◎口径13ミリ用

(単位: m<sup>3</sup>、円)

水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金
0	858	16	2,354	32	4,668	48	7,581	64	11,074	80	15,334	96	20,614
1	951	17	2,447	33	4,830	49	7,783	65	11,341	81	15,664	97	20,944
2	1,045	18	2,541	34	4,991	50	7,986	66	11,607	82	15,994	98	21,274
3	1,138	19	2,634	35	5,153	51	8,188	67	11,873	83	16,324	99	21,604
4	1,232	20	2,728	36	5,315	52	8,390	68	12,139	84	16,654	100	21,934
5	1,325	21	2,889	37	5,476	53	8,593	69	12,405	85	16,984	101	22,327
6	1,419	22	3,051	38	5,638	54	8,795	70	12,672	86	17,314	102	22,721
7	1,512	23	3,213	39	5,800	55	8,998	71	12,938	87	17,644	103	23,115
8	1,606	24	3,374	40	5,962	56	9,200	72	13,204	88	17,974	104	23,509
9	1,699	25	3,536	41	6,164	57	9,402	73	13,470	89	18,304	105	23,903
10	1,793	26	3,698	42	6,366	58	9,605	74	13,736	90	18,634	106	24,296
11	1,886	27	3,859	43	6,569	59	9,807	75	14,003	91	18,964	107	24,690
12	1,980	28	4,021	44	6,771	60	10,010	76	14,269	92	19,294	108	25,084
13	2,073	29	4,183	45	6,974	61	10,276	77	14,535	93	19,624	109	25,478
14	2,167	30	4,345	46	7,176	62	10,542	78	14,801	94	19,954	110	25,872
15	2,260	31	4,506	47	7,378	63	10,808	79	15,067	95	20,284	111	26,265

(消費税・地方消費税含む)

◎口径20ミリ用

(単位: m<sup>3</sup>、円)

水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金
0	1,870	16	3,410	32	5,724	48	8,637	64	12,130	80	16,390	96	21,670
1	1,985	17	3,503	33	5,886	49	8,839	65	12,397	81	16,720	97	22,000
2	2,101	18	3,597	34	6,047	50	9,042	66	12,663	82	17,050	98	22,330
3	2,194	19	3,690	35	6,209	51	9,244	67	12,929	83	17,380	99	22,660
4	2,288	20	3,784	36	6,371	52	9,446	68	13,195	84	17,710	100	22,990
5	2,381	21	3,945	37	6,532	53	9,649	69	13,461	85	18,040	101	23,383
6	2,475	22	4,107	38	6,694	54	9,851	70	13,728	86	18,370	102	23,777
7	2,568	23	4,269	39	6,856	55	10,054	71	13,994	87	18,700	103	24,171
8	2,662	24	4,430	40	7,018	56	10,256	72	14,260	88	19,030	104	24,565
9	2,755	25	4,592	41	7,220	57	10,458	73	14,526	89	19,360	105	24,959
10	2,849	26	4,754	42	7,422	58	10,661	74	14,792	90	19,690	106	25,352
11	2,942	27	4,915	43	7,625	59	10,863	75	15,059	91	20,020	107	25,746
12	3,036	28	5,077	44	7,827	60	11,066	76	15,325	92	20,350	108	26,140
13	3,129	29	5,239	45	8,030	61	11,332	77	15,591	93	20,680	109	26,534
14	3,223	30	5,401	46	8,232	62	11,598	78	15,857	94	21,010	110	26,928
15	3,316	31	5,562	47	8,434	63	11,864	79	16,123	95	21,340	111	27,321

(消費税・地方消費税含む)

### ★ご請求分2か月あたりでの新料金・現行料金の比較

◎口径13mm

(税込)

使用量	現行料金	新料金	差額
10m <sup>3</sup>	2,364円	1,793円	▲ 571円
20m <sup>3</sup>	3,806円	2,728円	▲ 1,078円
30m <sup>3</sup>	5,676円	4,345円	▲ 1,331円
50m <sup>3</sup>	9,416円	7,986円	▲ 1,430円

◎口径20mm

(税込)

使用量	現行料金	新料金	差額
10m <sup>3</sup>	3,024円	2,849円	▲ 175円
20m <sup>3</sup>	4,488円	3,784円	▲ 704円
30m <sup>3</sup>	6,336円	5,401円	▲ 935円
50m <sup>3</sup>	10,076円	9,042円	▲ 1,034円

トピックス

催し

募集

お知らせ

## チャレンジ介護予防!



65歳以上になると、気づかないうちに「体力・筋力の低下」が進んでいきます。いつまでも健康で自立した生活を送るためには、元気なときから介護予防に取り組むことが大切です。体力づくりや食生活の改善など、日々の生活でできることから始めましょう。

**対象** 町在住の65歳以上の人  
**問合せ・申込** 地域包括支援センター  
 (☎0745-75-4000、0745-74-5666)

### 参加するみなさんへ (お願い)

- ・事前申込制としますので、前日までに電話でお申し込みください。  
(申込のない人は当日参加できません)
- ・体調の変化(発熱、体のだるさ、咳、のどの痛み、頭痛、息苦しさなど)がある場合は、参加を中止しましょう。

	日程	時間	場所	内容	持物	定員	申込
運動教室	Aコース 4月16日(水) 4月30日(水)	午後1時30分～3時  (事前に血圧測定を済ませてください)	生き生きプラザ 斑鳩1階 機能回復訓練 コーナー	ストレッチなどの運動	タオル、飲み物  ※動きやすい 服装でお越しください。	なし	前日までに電話でお申し込みください。  ※運動教室は、Aコース、Bコースのどちらかを選択してください。年間を通しての申込となります。
	Bコース 4月9日(水) 4月23日(水)						
栄養改善教室	4月7日(月)	午前10時～11時30分	生き生きプラザ 斑鳩2階 会議室	[基本の栄養素とその働き]のお話	筆記用具	15人 (先着順)	
生き生きセミナー	4月15日(火)	午後1時30分～3時	東公民館 集会室1・2	フレイル予防の 体操	タオル、飲み物  ※動きやすい 服装でお越しください。	各20人 (先着順)	
	4月21日(月)	午前10時～11時30分	西公民館 集会室1・2				
	4月23日(水)	午前10時～11時30分	法隆寺五丁地区 地域交流館				

## いかるが かふえ 【わ】 IKARUGA カフェ【和】

地域包括支援センター  
 (☎0745-75-4000、0745-74-5666)

IKARUGAカフェ【和】とは、認知症について理解を深める場です。認知症の人やご家族はもちろん、認知症に関心のある人ならどなたでもご参加いただけます。

「もしかすると家族が認知症かも」や「最近、ご近所さんのようすが変だな」といったご相談や、認知症の家族への介護の悩みなども、お聞かせください。

おしゃべりすることで交流や情報交換もできます。ぜひお気軽にお越しください。

**対象** 認知症に関心のある人 **費用** 飲食代は実費負担  
 ※都合により中止となる場合があります。



場 所	開催日時	日 程	問合せ・申込
生き生きプラザ斑鳩内 喫茶レインボーウォーク (小吉田 1-12-35)	毎月第1水曜日 午前10時30分～正午	4月2日(水)	地域包括支援センター (☎0745-75-4000、74-5666)
グループホーム カノンの扉 (阿波 3-11-6)	毎月第2水曜日 午後1時30分～3時30分	4月9日(水)	カノンの扉 (☎0745-74-6333)
法隆寺 c a f e (興留 7-7-8)	毎月第3木曜日 午前9時45分～11時15分	4月17日(木)	地域包括支援センター (☎0745-75-4000、74-5666)
創業支援センター ふらっぴん♪ (神南 5-14-16)	毎月第4火曜日 午前10時～11時30分	4月22日(火)	地域包括支援センター (☎0745-75-4000、74-5666)

トピックス

催し

募集

お知らせ



お知らせ

生き生きプラザ斑鳩内の  
電話通話録音を開始します

保健センター

(☎0745700001)

職員の電話対応における接遇の向上をはかるとともに、業務の公正かつ適正な執行を確保するため、生き生きプラザ斑鳩に通話録音装置を設置し、電話通話の録音を行います。

運用開始時期 4月1日(火)～

・生き生きプラザ斑鳩内の部署に電話をかけると、録音を開始するアナウンスが流れ、アナウンスが終わり次第電話がつながります。

・町からの発信の際にはアナウンスは流れません。

・通話録音データは、適正に取り扱います。

ご理解とご協力をお願いします。

後期高齢者医療保険料・  
国民健康保険税の特別徴収  
(年金からの天引き)

国保医療課

(☎内線112、114)

後期高齢者医療保険料または国民健康保険税(被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯に限る)の納付は、年額18万円以上の年金を受給している人は、原則として特別徴収(年金

からの天引き)になります。ただし、介護保険料との合計額が年金受給額の半分を超える場合は、普通徴収(納付書または口座振替)になります。

今回、年度の途中に被保険者資格を取得した人などで、新たに4月から特別徴収がはじまる人には、その開始時期等を別途通知します。

なお、特別徴収は申し出により口座振替に変更することができますので、希望する人は申し出てください。

特別徴収の対象者と対象世帯

●後期高齢者医療制度

75歳に到達した人や転入した人などで、被保険者資格を新たに取得した人

●国民健康保険

65歳に到達した人や転入した人などで、新たに被保険者全員が65歳以上になった世帯

※特別徴収の中止について

国民健康保険の被保険者(世帯主)が、令和7年度中(令和7年4月～令和8年3月)に後期高齢者医療制度に移行する場合は、令和7年4月からの特別徴収は中止となり、令和7年度国民健康保険税は普通徴収となります。対象者には別途特別徴収の中止のご案内を送付しています。

斑鳩町防災ハザードマップの改訂

安全安心課(☎内線 272)

ハザードマップは、土砂災害や水害の恐れがある地域を地図化したもので、被害の範囲や避難所などの情報を地図上で確認できます。令和3年の水防法改正を受け、奈良県が中小河川(三代川など)の浸水想定区域図を作成・公表しました。これに伴い、今回、斑鳩町防災ハザードマップを改訂しました。

お住まいの地域の災害リスクを事前に確認し、災害に備えましょう。



- ・中小河川(三代川、芦川、服部川、イツボ川、秋葉川)の浸水想定区域図の反映
- ・避難情報の更新(避難勧告の廃止)
- ・デジタル防災行政無線等の反映
- ・要配慮者利用施設の掲載
- ・マイタイムラインについて説明文を追加
- ・指定緊急避難場所・指定避難所の更新

要チェック!

主な変更点

- ▷斑鳩西幼稚園 廃止
- ▷レイモンド斑鳩こども園 新規追加
- ▷龍田西地区地域交流館 新規追加
- ▷斑鳩東幼稚園の洪水、内水の指定緊急避難場所 取消し(※)
- ▷五丁地区地域交流館の洪水、内水時の避難先を2階以上とする(※)

(※ …… 令和7年4月1日～)

斑鳩町防災ハザードマップは、この広報紙(広報いかるがお知らせ版3月号)に折り込み、各戸配布しています。また、安全安心課窓口でも配布しています。



トピックス

催し

募集

お知らせ

## 固定資産税の縦覧

税務課(☎内線153)

納税者が他の土地や家屋と比較して評価額が適正であるかどうかを確認できるように、土地にかかる固定資産税の納税者は、土地価格等縦覧帳簿(所在、地番、地目、地積、価格)が縦覧でき、家屋にかかる固定資産税の納税者は、家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格)が縦覧できます。

※マイナンバーカード、運転免許証など、本人であることを確認できる書類が必要です。

**期間** 4月1日(火)～30日(水)

(土曜・日曜日、祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

## 固定資産税課税台帳の閲覧

税務課(☎内線153)

納税者本人のほか、借地借家人なども借りている土地・家屋の課税台帳を、右記の縦覧期間中に限り、無料で閲覧することができます。

この場合には、本人確認書類に比べ、貸借契約書など関係者であることが確認できる書類が必要です。

トピックス

催し

募集

お知らせ

## 軽自動車税納税確認の電子化に伴う納税証明書の郵送廃止

税務課(☎内線155)

令和7年4月から、三輪・四輪の軽自動車に加え、二輪の小型自動車(排気量250CC超)についても、オンラインシステムにより軽自動車税の納付状況が確認可能となり、継続検査(車検時の軽自動車税納税証明書)の提示は原則不要となります。

そのため、令和7年度からすべての車種の継続検査(車検用の軽自動車税納税証明書の郵送を廃止します(三輪・四輪の軽自動車については令和6年度から廃止しています)。

なお、ペイジー、スマホ決済アプリまたは地方税お支払いサイトにより納付された際は、町が納付を確認できるまでの間(最長3週間程度)、オンラインシステムでの納付確認や役場窓口での軽自動車税納税証明書の発行ができません。納付後すぐに車検をされるなど証明書が必要な場合は、役場窓口、金融機関窓口またはコンビニエンスストアで納付し、納税通知書の右端に添付されている領収印がある納税証明書を、ご使用ください。

## 令和7年度用 紙おむつ類専用ごみ袋を無料交付します

環境対策課(☎内線133)

乳幼児や介護が必要で常時紙おむつ類を使用する人がいる家庭にとって、ごみの減量は難しく、その分、可燃ごみ指定袋の購入費用が多くなりがちです。そのため、町では、常時紙おむつ類を必要とする人に対し、「紙おむつ類専用ごみ袋」を無料で交付しています。

令和7年度用の紙おむつ類専用ごみ袋を次のとおり交付します。環境対策課窓口へお越しください。

**申請方法** 交付対象者またはその家族の人が、指定の申請書に必要事項(使用者の氏名・生年月日・申請者との続柄など)を記入し、ご提出ください。(印かん不要)

※家族の人以外で代理申請する場合は、委任状(任意様式)が必要となります。

**交付方法** 窓口で申請書を確認し、指定袋を交付します。

**申請・交付場所** 環境対策課(平日午前8時30分～午後5時15分)

交付対象	申請時期
<ul style="list-style-type: none"> <li>○要介護者</li> <li>○斑鳩町介護用品支給事業実施要綱に基づく介護用品(紙おむつに限る)の支給を受けている人</li> <li>○斑鳩町地域生活支援事業実施要綱に基づく日常生活用具(紙おむつに限る)の給付などを受けている人</li> </ul>	<p><b>令和7年4月</b></p> <p>*年度途中で対象となった場合は、対象となった月</p>
○3歳以下の乳幼児	<b>誕生日の月</b>

**交付対象者・申請時期** 町在住で、在宅で常時紙おむつ類を必要とする右記の人が対象です。

※交付時に、1年分をお渡ししますので、次年度分の配布までに使い切った場合は、「可燃ごみ指定袋」で出してください。



## 斑鳩町バリアフリー基本構想特定事業計画の進捗を公表します

都市創生課 (☎内線 293)

斑鳩町バリアフリー基本構想は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、平成30年3月に策定したもので、高齢者、障害のある人、子ども、子育て世代の人、観光客、外国人などが利用する施設の移動が円滑に行われるよう、誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめるための構想です。

この構想のなかで実施すべきとした事業の目標年次などを定めた「特定事業計画」について、令和5年度までの進捗の状況等をホームページで公表しています。下記の二次元コードからご覧ください。



▲点字ブロックの設置

▼トイレの手すり設置



## 斑鳩町は、地域の自治会活動を応援しています ～自治会へ加入しましょう～

総務課 (☎内線 274)

自治会は、地域の人たちが集い、話しあい、協力しあうことによって、よりよい地域づくりをめざす団体です。日ごろから自治会活動などを通じて隣近所と交流する機会を持ち、お互いの顔が見える人間関係をつくり、自分たちの町を住みよい町にしましょう。



## お詫びと訂正

都市創生課 (☎内線 296)

広報いかるが3月号14ページ「斑鳩町生活応援券を配布します！」の記事に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

### 訂正箇所

【誤】

問合せ専用ダイヤル：080-0997-5850

【正】

問合せ専用ダイヤル：**080-9997-5850**

## 消費生活相談室からのお知らせ 暮らしのレスキューサービスの トラブルにご注意を!!

「トイレが詰まって流れない」「水が止まらない」「鍵をなくして家に入れない」など、日々の暮らしの中で、このようなできごとに対して手助けとなるのが「暮らしのレスキューサービス」です。

**事例** 夜に自宅のトイレが詰まった。インターネット広告に「料金390円から」と記載された事業者で電話した。作業員が到着し、高圧ポンプで作業したが、解消されないので、「便器を外して排水管を確認する。3万円かかる」と言われた。了承した。その後、「詰まりが酷いので、通貫作業が必要、20万円ほどになる」と言われたが、直らないと困るので、了承した。詰まりは解消したが、最終的に約20万円の契約書を渡された。支払いは、現金払いしかできないと言われ、コンビニATMで現金を引き出して、支払った。よく考えるとあまりに高額で納得できない。

・《消費者の皆さまへのアドバイス》  
・インターネットやチラシの広告

における表示価格や電話で説明された料金をうのみにしないでください。

・契約をする際は、サービス内容や料金について冷静に検討することが重要です。内容や料金は業者によって異なります。提示された料金に納得ができない場合には、一旦冷静になり、契約を断ることも必要です。被害にあわないためにも、日頃からレスキューサービスについて検討しておくことも有効です。

・契約の申し込みや締結をした場合でも、契約内容によっては、クーリング・オフが適用される場合があります。

### 困った時は相談を 消費生活相談日

毎週木曜日 午後1時～4時  
※第4木曜日は午前9時～正午・午後1時～4時

※月により変更の場合があります。詳しい日程は、3月号広報の相談日のページをご覧ください。

問合せ 安全安心課  
(☎内線273)



トピックス

催し

募集

お知らせ

## 転出届はマイナンバーから オンラインで提出できます

住民課(☎内線162)

引越す際には「転出届」の手続きが必要ですが、マイナンバーを通じてオンラインで提出することができます。このサービスを利用すれば、転出のとき斑鳩町役場への来庁が原則不要になります。

※マイナンバーを通じて転出届を出を行った場合でも、**転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要**です。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの人で、国内での引越しをする人が利用できます。自身単身での引越しのほか、同一世帯員の引越しでも利用可能です。※転入予定市区町村での転入手続きは、引越す人のうちご本人か、本人が、自身のマイナンバーカードを窓口で提示する必要があります。

## 発達障害にかかる巡回相談

福祉課(☎内線125)

発達障害について心配や不安のある人やその家族からの相談を受け付けます。(大人の発達障害も対象)

「奈良県発達障害者支援センター であー」の専門職の職員も交えて、お話を聞きます。

秘密は厳守しますので、気軽にご相談ください。(要事前予約)

**巡回相談日** 4月15日(火)

午前9時〜午後4時

**場所** 役場第3会議室

**申込** 福祉課窓口または電話でお申し込みください。簡単な聞き取りと、巡回相談の時間の予約を受け付けます。

なお、相談枠が定員となった時点で受付を終了しますので、ご了承ください。

## 図書館利用カードの 適正な利用について(お願い)

町立図書館

(☎074557733)

図書館利用カードには、有効期限があります。期限が切れている、または近づいている図書館利用カードをお持ちの人は、図書館・図書室で更新手続きをお願いします。

トピックス

催し

募集

お知らせ

更新手続きの際は、次のものをお持ちください。

### 町在住の人

本人確認書類(マイナンバーカード・免許証など)

※有効期限は5年です。

### 町在勤・在学の人

・本人確認書類(マイナンバーカード・免許証など)

・社員証、学生証(社員証などが無い場合は、在勤証明書を提出してください)

※有効期限は1年(3月31日まで)です。毎年度更新手続きが必要です。

### ご注意ください

有効期限が切れた状態のままの場合、次のサービスが使用できません。(令和6年11月1日から適用)

・ホームページ内「利用者のページ」からの貸出更新(延長)

※4月1日(火)以降、貸出時に図書館利用カードをお持ちでない場合は、本人確認書類のご提示をお願いします。本人確認書類をもって、図書館システムで照合を行います。

(従来、□頭や電話番号での照合をしていましたが、個人情報保護の観点から、今後は行いません)

貸出の際は、図書館利用カードをお持ちいただくよう、適正な利用にご協力をお願いします。(パスワードを登録している人は、スマホ利用券を表示させることもできます)

詳しくは、図書館へお問い合わせください。

## 町税等のLINE Pay 請求書 支払いの取り扱い終了

税務課(☎内線155)  
国保医療課(☎内線114)

スマートフォン決済「LINE Pay 請求書支払い」は、決済サービス「LINE Pay」の終了に伴い、令和7年4月23日(水)で取り扱いが終了となります。なお、その他スマートフォン決済は引き続き利用できます。

利用できるスマートフォン決済アプリについては、地方税お支払いサイトをご確認ください。



スマートフォン決済  
アプリ一覧



(デジタル庁政策ページ  
「引越し手続きオンラインサービス」)



(マイナンバー  
「引越し手続きについて」)



# 水質検査の結果をお知らせします

問合せ 上下水道課（上水道係） ☎0745-74-1401

検査項目	水 質 試 験 結 果				
	単位	採水場所 水質基準	高安1丁目6番	小吉田2丁目9番	神南5丁目13番
一般細菌	(CFU/ml)	100 以下	0	0	0
大腸菌		検出されないこと	検出なし	検出なし	検出なし
カドミウムおよびその化合物	(mg/l)	0.003 以下	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
水銀およびその化合物	(mg/l)	0.0005 以下	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
セレンおよびその化合物	(mg/l)	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
鉛およびその化合物	(mg/l)	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
ヒ素およびその化合物	(mg/l)	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
六価クロム化合物	(mg/l)	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
亜硝酸態窒素	(mg/l)	0.04 以下	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
シアン化物イオンおよび塩化シアン	(mg/l)	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
硝酸態窒素および亜硝酸態窒素	(mg/l)	10 以下	0.27	0.6	0.6
フッ素およびその化合物	(mg/l)	0.8 以下	0.05 未満	0.06	0.06
ホウ素およびその化合物	(mg/l)	1.0 以下	0.02	0.02	0.02
四塩化炭素	(mg/l)	0.002 以下	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
1,4- ジオキサン	(mg/l)	0.05 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
シス-1,2-ジクロロエチレンおよび トランス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)	0.04 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
ジクロロメタン	(mg/l)	0.02 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
テトラクロロエチレン	(mg/l)	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
トリクロロエチレン	(mg/l)	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
ベンゼン	(mg/l)	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
塩素酸	(mg/l)	0.6 以下	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満
クロロ酢酸	(mg/l)	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
クロロホルム	(mg/l)	0.06 以下	0.005	0.012	0.014
ジクロロ酢酸	(mg/l)	0.03 以下	0.003 未満	0.005	0.004
ジブロモクロロメタン	(mg/l)	0.1 以下	0.002	0.001 未満	0.001 未満
臭素酸	(mg/l)	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
総トリハロメタン	(mg/l)	0.1 以下	0.01	0.016	0.019
トリクロロ酢酸	(mg/l)	0.03 以下	0.003 未満	0.009	0.01
ブロモジクロロメタン	(mg/l)	0.03 以下	0.003	0.004	0.005
ブロモホルム	(mg/l)	0.09 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
ホルムアルデヒド	(mg/l)	0.08 以下	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満
亜鉛およびその化合物	(mg/l)	1.0 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
アルミニウムおよびその化合物	(mg/l)	0.2 以下	0.02	0.02	0.02
鉄およびその化合物	(mg/l)	0.3 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
銅およびその化合物	(mg/l)	1.0 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
ナトリウムおよびその化合物	(mg/l)	200 以下	7.2	9.7	10.2
マンガンおよびその化合物	(mg/l)	0.05 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
塩化物イオン	(mg/l)	200 以下	7	12.8	12.9
カルシウム・マグネシウム等(硬度)	(mg/l)	300 以下	44	50	54
蒸発残留物	(mg/l)	500 以下	75	94	97
陰イオン界面活性剤	(mg/l)	0.2 以下	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
ジェオスミン	(mg/l)	0.00001 以下	-	-	-
2-メチルイソボルネオール	(mg/l)	0.00001 以下	-	-	-
非イオン界面活性剤	(mg/l)	0.02 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
フェノール類	(mg/l)	0.005 以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
TOC	(mg/l)	3 以下	0.5	1.0	1.0
pH値		5.8 ~ 8.6	7.4	7.3	7.3
味		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
臭気		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
色度	(度)	5以下	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
濁度	(度)	2以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満

判 定

上記水質項目については、水質基準に適合する。

(令和6年12月実施・奈良広域水質検査センター組合調べ)

トピックス

催し

募集

お知らせ

70歳以上のみなさんへ

# 令和7年度 高齢者優待券を交付します

問合せ 福祉課 (☎内線 126)

町では、高齢者のみなさんが社会生活を拡大し、健康で楽しく生きがいのある生活を送るため、70歳以上の人を対象に高齢者優待券を交付しています。

令和7年度の高齢者優待券は4月1日(火)から交付します。

**【対象】** 昭和31年4月1日以前に生まれた人

**【交付期間】** 令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

(土曜・日曜・祝休日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時

**※4月1日(火)のみ、午前10時～午後5時**

**【交付場所】** 役場福祉課

**※4月1日(火)～14日(月)は  
役場地下大会議室で交付します**

混雑期(4月14日(月)まで)は  
**役場地下大会議室**で優待券を交付します。  
(4月15日(火)からは役場福祉課(1階)  
で交付します)

**例年4月は特に混雑します!!  
可能な限り、来庁時期をずらしていただきますようお願いいたします**

**【申請の方法】**

## ■高齢者優待券をはじめて申請する人

※はじめに斑鳩町高齢者優待利用券の交付を受けてください。申請書に緊急時の連絡先のご記入をお願いします。

### 《申請に必要なもの》

- ・顔写真1枚(縦3cm×横2.5cm)
- ・対象者に送付される案内文書(なくても申請可能です)

※令和7年度中に70歳になる人には「高齢者優待利用券交付申請書」を送付します。(令和7年3月下旬予定)

## ■以前に高齢者優待券の交付を受けたことがある人

### 《申請に必要なもの》

- ・斑鳩町高齢者優待利用券(顔写真付のカード)
- ・使用済の優待券(直近に交付を受けた優待券がCI-CAの場合のみ)
- ・対象者に送付される案内文書(なくても申請可能です)

※CI-CAを紛失された場合は、保証料(500円)が必要となります。

## 高齢者優待券の受取方法について

上記の【申請の方法】に記載している《申請に必要なもの》をご持参ください。

受領の署名を記入いただく際に高齢者優待利用券もしくは本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)を確認します。押印による受領も可能ですので、その場合は印かんをご持参ください。(左記の外出支援タクシー助成券の受領時も同じです)

トピックス

催し

募集

お知らせ

## 【高齢者優待券の種類と利用可能金額】

以下の4種類の中から、いずれか1つを交付します。

種類	利用金額等	利用範囲等
CI-CA (バスカード)	3,500円 +プレミアム分	奈良交通(株)、エヌシーバス(株)が運行する路線バスのうちICカード読取機搭載車両で利用できます。 (高速バス・リムジンバス等を除く)
ICOCA (イコカ)	3,000円	JR西日本が指定する利用可能エリアのほかに、一部私鉄・公共バスにも利用できます。 下記のいずれかを選択できます。 ①町が指定するコンビニエンスストアでICOCAにチャージできるチャージ券3,000円分 ②2,000円(デビット500円含む)のICカードと町が指定するコンビニエンスストアでICOCAにチャージできるチャージ券1,000円分(実質利用額2,500円分)
		ICOCAとあわせて、ふれあい交流センターいきいきの里の入館やすこやか斑鳩・スポーツセンタートレーニング機器の利用に使用できる「斑鳩町高齢者優待共通利用券」500円分を交付します。
タクシー乗車券	タクシーの普通車(中型車・小型車)の初乗り運賃乗車券5枚綴	町が指定するタクシー事業者の乗車に対し利用できます。 ※1回に利用できる乗車券は1枚です。有効期間は、交付を受けた年度の翌年度末までとなります。
優待共通券	共通券50枚  (例)いきいきの里の入館に利用する場合、1回200円×50回で10,000円分の利用ができます。	以下のすべてのサービスに利用できます。 ※1回の利用に必要な枚数は、つぎのとおりです。 有効期間は、交付を受けた年度の翌年度末までとなります。 ・ふれあい交流センターいきいきの里の入館 1枚/1回 ・すこやか斑鳩・スポーツセンタートレーニング機器の利用 1枚/1回 ・いかるがの里 聖徳太子マラソン「ファンランの部」への参加 5枚/1回

### 高齢者優待券に追加して「外出支援タクシー助成券」を交付します

公共交通サービスをより利用しやすくするため、高齢者の外出支援として、タクシーの普通車(中型車・小型車)初乗り運賃相当の「外出支援タクシー助成券」(7枚綴)を交付しています。高齢者優待券を申請される際にあわせて申請することができます。

### タクシー券のご利用について

電話等でお迎えの依頼をした時に別途迎車料金がかかる場合や、介護タクシーや福祉タクシーを利用した時に別途介助料金がかかる場合があります。

介護タクシーや福祉タクシーは、車いす等の介助が必要な方向けのタクシー事業者です。ご利用の場合は、目的に応じたタクシー会社をお選びください。



**70歳以上のみなさんを対象とした「令和7年度高齢者優待券」の交付についてのご案内の続きです。12ページからお読みください。**

**ICOCA のチャージ場所は下記のとおりです**

**セブン・イレブン**

斑鳩町龍田店	龍田 1-399	法隆寺インター店	目安北 3-3-10
ハートイン JR 法隆寺駅南口店	興留 9-1-1		

**ローソン**

斑鳩龍田西八丁目店	龍田西 8-10-18	斑鳩小吉田二丁目店	小吉田 2-4-7
いかるが南店	興留 10-1392-1		

- 4月はコンビニエンスストアも非常に混雑することが予想されますので、急ぎでない人は時期をずらして店舗へ行きましょう。
- チャージ券の利用期限は令和8年3月31日までです。期限を過ぎるとチャージできなくなりますのでご注意ください。

**てんいち先生**

※「てんいち」とは、てん(英語の10)と、いち(1)を合わせて11(毎月11日は人権を確かめあう日)という意味です。

4
3
2
1

相談窓口もあるからね

健康・家庭・経済問題  
仕事・学業・就職・卒業・進学  
ハラスメント・いじめ…  
人間関係・ストレス…

3月は自殺対策強化月間です

**行事予定**

3月15日(土)	<b>公民館まつり (~16日)</b> 所 中央公民館 時 3月1日号広報 P9 参照 問 中央公民館 (水曜休館) (☎0745-74-1511)	4月8日(火)	<b>行政相談</b> 所 役場 2階 会議室 時 13:00 ~ 16:00 問 住民課 (☎内線 163)
----------	---	---------	--

所 開催場所 時 開催時間 問 問合せ

※掲載している行事は、申し込み不要のものです。行事等は変更される場合がありますのでご了承ください。

この「広報いかるがお知らせ版」は毎月15日を挟む前後3日間で、町内全家庭に直接お届けしています。ご近所で配布されていない家庭がありましたらご連絡ください。

編集・発行：総務課(☎内線274)

トピックス

催し

募集

お知らせ